

## 令和5年度第1回松本市環境審議会 議事録

日時：令和5年7月7日（金） 午前10時～正午

会場：松本市役所 議員協議会室、オンライン会議システムZOOM

内容：協議事項 太陽光発電の適正導入に関する条例（仮称）の方向性について  
報告事項 松本市一般廃棄物処理計画（H30～R9年度版）の改訂について  
脱炭素先行地域の取組状況について  
地域エネルギー事業会社運営体制構築支援事業の検討状況について  
松本市森林再生市民会議運営委員会の取組状況について

出席者：（委員）茅野委員※、中澤委員、中島委員※、野見山委員、原委員※、山村委員、  
森川委員、本間委員、金子委員、新井委員、小川委員、岸野委員、渡辺委員  
（事務局）羽田野環境エネルギー部長  
〈環境・地域エネルギー課〉鈴木課長、丸山課長補佐、大野課長補佐、川嶋主任、永元主任、  
吉田主事、杵淵主事  
〈環境保全課〉中村課長、長岩課長補佐、松尾係長  
〈森林環境課〉小岩井課長  
〈環境業務課〉林課長、清水課長補佐、大野主任  
〈廃棄物対策課〉花村課長 ※オンライン出席者

欠席者：（委員）香山委員、中野委員、宮澤委員、多田委員、沖野委員、平沢委員、伊藤委員

1 開会（司会：環境・地域エネルギー課長）

2 会長あいさつ

3 議事

（会長）

それでは議事に移りたいと思います。まず協議事項ですが、太陽光発電の適正導入に関する条例（仮称）の方向性について、事務局よりご説明をお願いいたします。

協議事項 太陽光発電の適正導入に関する条例（仮称）の方向性について（非公開）

（会長）

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（委員）

再生可能エネルギーの推進と、その地域の環境保全等との調和を図る、非常に必要な条例だと思います。

近隣住民等に対する説明会の義務付けということで、住民との合意形成は非常に重要だと思いますが、近隣住民の範囲とか、「等」とか、どのあたりまで想定されているのかということと、説明会の義務付けとなっていますが、どのような議論があったのかということ、市民に届ける仕組みになっているのか。実際に富士見町でも同じような条例があって、この近隣住民の範囲が結構狭くてなかなか意見を言えなかったりと、近隣住民の範囲の設定の仕方が重要になってくると思いますので、そういった視点で質問します。

(環境・地域エネルギー課長)

まず近隣の設定、説明会の内容、両者について今の段階で決めている内容はございません。内部で検討を進めている段階です。できるだけ広い範囲の方々に説明会に来ていただけるような枠組みを設定したいと思っておりますが、説明会というものが、町会内で最初から作ることが前提になっている場合もあるという話を聞くこともございます。どういうあり方がいいのかという議論を内部でも進めながら、次回、骨子の中で提示したいと考えております。

(委員)

近隣住民の範囲の設定の仕方は非常に重要だと思いますが、例えば河川なり、災害の危険性のあるところについては、下流の住民や、もし漁業等の関係者またはその水を使っている事業者もいれば、そういった利害関係の有る住民や関係者がきちんと意見を述べるように、その地域によって近隣住民の考え方が少し変わってくるかもしれませんので、状況を踏まえて適切に設定いただければと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

内部での案ですが、施設から 50m の範囲を近隣と呼ぶという形で検討を進めています。それがいかどうかも含めてご意見いただければと思います。

(委員)

近隣住民がどこまでの範囲なのか、これは今ちょうど私も長野県の「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の検討の専門委員に入っておりますので、なかなか難しいところだと思っております。

今、50m という範囲が示されましたが、例えば 50m だと、仮に四賀地区であったり、安曇、奈川であったり、あるいは岡田のようなところだと、すぐに 50m という範囲が来てしまって、なかなか一様に線引きするというのは難しい問題だなと思っております。

むしろ本質は、ここで計画があるという情報を、近隣の住民の方々に広くいかに知らせて、その地域に利害関係を有する方々が説明を受けられるような、そういった事業者への後押し、また近隣住民とご自身で自覚されている方々への、説明会に参加する後押しを、いかに市のほうで条件を整えることができるかというところかなと思います。

50mとか、100mとか、200mとかで区切ると、51mの方々から必ず異議申し立てが出てきます。ここは相当難しいところかなと思います。

例えば長野県ですと、市も今回の条例でいうと4枚目のスライドになると思いますけど、市条例では3項目目で事前申請を行うようになります。長野県の条例でも、事前申請に近い事業基本計画というのを提出して、それを県が公表する仕組みになっているはずですが。この事業基本計画または市に対する事前申請が届けられた段階で、広くこれを次に公表するというのが、とても大事だと思います。

手順がはっきりしないのですが、事前申請を受けた段階で住民に説明会をするのか、それとも事前申請を行って、住民への説明会を行い、事業計画について許可を求める許可手続きをとるのか、ここは条例の施行までに手順をはっきりしておかねばならないと思います。

例えば河川であれば下流域については、できるだけ広くとれるようにというのは、長野県の廃棄物条例では、当該地域に一応2 km以内という規定があるはずですけど、その地域に利害関係を有すると考えて事業者の説明会を求める人は、求めることができるという規定が確かあったと思います。そこまでやると收拾がつかなくなる恐れがあると個人的には思うのですが、その間の範囲内で、住民にとって、また事業者にとって、リーズナブルな線というのを見ていただければありがたいと思います。

関連して、先ほどの別紙2のスケジュールですと、あまり時間をおかずに骨子案ができて、議会に諮るということですが、施行は来年の4月からというイメージでよいのか。その時に、許可要件だったり様々な規定を、条例に付随する施行規則みたいなものを提示しなければいけないと思いますが、それを施行までにどのように作成するのか、どんなイメージでいるのか確認させてください。

#### (環境・地域エネルギー課長)

50mだと厳しいというご意見はそのとおりだと思います。これから町会にも当然周知していきますが、隣の町会への周知は大丈夫なのかという話は必ずついてきますので、今後詰めていきたいと思います。

施行はいつかという話につきまして、また規則につきましても、県条例と合わせていきたいと考えております。4月になると思っておりますが、県と合わせて、できるだけ一緒に施行していきたいと考えております。

また、事前申請と住民説明会の関係性ですけれども、資料の4ページ目の右下に、条例の流れがございまして、まず事前申請をしていただきまして、そのあと住民説明をしていただきます。その流れを確認したうえで、許可申請を再度していただくという形になります。その許可申請をしたうえで、市のほうで内容の最終確認をし、許可に値するかどうか勘案しながら許可を出すという流れを想定しています。

#### (委員)

4枚目のスライドの右下の手順を見ますと、恐らく事前申請が、県条例における事業基本計画の提出とタイミングとしてはほぼ同じだろうと思います。また、県条例でも、10kw以上の届出でよいものについても、住民説明会は義務付けるということが明記されておりますので、この手順が県

条例と同じなのであれば、県条例と市条例とが同じ手続き、つまり、事業者にとっては2回説明会をやらなくてよいという理解でよいのか、県に対して届出を出すとともに、市に対しては許可を求めるといった手順という理解でよいのでしょうか。ここは事業者にとっては、条例のわかりやすさという点、また、手続きのシンプルさという点では大事なところだと思いますが、現時点での感触をお聞かせください。

(環境・地域エネルギー課長)

現時点で県からいただいている情報ですと、県条例よりも市町村の条例が強い場合は、県条例の手続きは不要と聞いております。ですので、市条例の手続きのみ、いわゆる許可申請のみで済みますので、そういう意味で事業者の負担は少ないだろうと考えております。

(委員)

そうしますと、県では事業基本計画が出された段階で県が公表するわけですが、市は事業申請が出されても公表は今のところしないと書いてあるので、どちらが厳しいのか判断に迷うのですが、その点はどうでしょうか。

事前申請だけだと住民が知ることができないので、果たしてそれが市民にとってよいのかということですね。

(環境・地域エネルギー課長)

県条例と市条例の細かい詰め部分は、今のところ十分に詰めている段階ではございません。齟齬があってはいけませんし、弱い点があってもいけないと思いますので、その点につきましては、県と一緒に詰めていき、弱い点が無くなるように進めていきたいと思っております。そういう意味で、県と一緒に進めていくことが重要だろうと考えております。

(委員)

国立公園の中の事例を踏まえながら、もし市の条例で採用できる部分があればという視点での意見になります。

やはり国立公園の中でも、太陽光パネルを設置すると、いわゆる今回の条例で除外されている建築物の屋根や壁面とかではなくて、地べたに設置するものに対しての、審査基準に関する技術的なガイドラインというものを2022年に作っています。

その中で求めているのは、やはり国立公園の中なので、自然環境に配慮するのはもちろんですけど、国立公園の主要展望地からの展望、景観という視点でして、例えば主要な道からのセットバックだったりとか、主要な展望ポイントからの眺望がされるか否かとか、あとは自然草地、人口の草原ではなくて自然の草原というのが全国的に減少している中で、国立公園の中にも自然草原というのがあるのですが、そこは樹木を伐採しなくてもいいから、施工側からすれば容易に設置できるという視点で、自然草地が選ばれる可能性があって、その場合の規制を重要視している話とかというようなところを、重要なポイントとしてガイドラインに記載しています。

松本市も市としては、雰囲気だったり景観だったりが好きで松本市を選んで居住される方もおら

れるでしょうし、住民の方ももちろんそうだと思いますが、松本市のそういう雰囲気が好きで観光に訪れる方というのも、かなり多くおられると思います。

実際に設置できる場所というのが、国立公園とか既に保護規制の対象になっていない場所でも、雰囲気として松本市の景観の良さを構成している場所で設置される可能性があると思うので、その視点というのは、今ご説明を伺った範囲内では、保護地域は対象外にするけど、それ以外の場所では景観の視点というのはあまり記載が無かったように見受けられたので、その点についてのご検討を頂けると参考になるかなと思いました。

また、国立公園ではできていないですけど、私が最近感じるのは、例えば展望地から見えないとか、セットバックされていますということになったとしても、実際は近くまで歩いて行けることがあったりするかと思いますが、その時に、設置の仕方が整っていない、まったく見た目上に配慮されていなくて、これはあまりにも見た目としてどうなのという事例が、事業目的になると多い可能性があるなど。当然、誰かに対するサービス業ではないから、見た目に配慮することが事業側にないとすれば、その視点がもしかしたら欠けてしまうのではないか思うのですが、例えば景観の専門家の意見を聞くこととか、条例だからこそこできる部分がもしかしたらあるかもしれないと思って、そこは参考までのコメントです。

(環境・地域エネルギー課長)

今回の方向性については、概要ということで条例の範囲を中心に出させていただきました。当然、どのようなものを許可するのかや、要件についても当然議論をしなければいけません。

国立公園近辺での景観と街中の景観は違います。そういったことも含めて今後検討しなければいけないと思っています。

また、国立公園と国定公園が松本市にはございまして、今のところ抑制区域、要は設置ができない区域は、集団施設地区を外しています。この考え方がいかどうかでもまたご意見あればと思います。全部外してしまうと何もできなくなってしまうので、自然公園法で認められる範囲のものについては、許可の対象にしてはどうかというのがこちらの提案でございまして。

(委員)

廃棄について、2点ほど質問があります。

1点目が、設置許可をとる際に、申請した人に廃棄方法や手順をきちんと理解しているのか確認する機会がありますか、ということ。

2点目が、改めて許可をする際に、松本市ではこのように適正処理をしてくださいという案内を市からするかどうか、の確認です。

(環境・地域エネルギー課長)

大切な視点だと思います。定期報告していただくということは、最終的には廃棄まで市として付き合っていくという流れには変わりないと思っております。そのため、許可の段階での廃棄方法であるとか維持管理方法についても、当然お願いをしていくべきだし、そういうことが確認できないのであれば、許可を出さないということもあると思います。それについては、許可の要件というと

ここで整理をしていきたいと思っております。

(委員)

3点ほどありまして、1点目が、住民への情報の伝達、周知というところで、住民説明会を義務付けているということですが、情報が十分に事前に住民にいきわたるようにしていただきたいというところで、あまり悪質な業者というのは想定したくないところですが、例えば説明会開催の3日前とかに、このピンポイントなスロットで実施しますとかいう周知をされても、たぶん行ける住民はあまりいないと思うので、十分な事前周知の期間を設けて、かつ1回ではなく複数回実施するような要件を入れていただけるといいのかなと思いました。

あとその際、恐らく大規模なものになると環境影響評価の実施も義務付けられているかと思いますが、周辺の自然環境への影響というのを、きちんと適切にわかりやすく説明するといった内容を、なるべく事業者の方に、拘束力のことはわからないが、やっていただけるといいなと思いました。

2点目が、定期報告のところで、毎年定期報告が義務付けられているということですが、元々問題のところにあった、例えば災害が起きた時に、被害のあった太陽光パネルが半年以上放置されているような状況の時に、この毎年の定期報告でそういった状況がタイムリーに把握できるのかなというのが気になりまして、大規模な自然災害などがあつたときに、積極的にと言いますか、より頻度を上げて行政側がその状況を確認するような仕組みが、あつたほうがいいのかなと思いました。ほかに災害時の維持管理や状況の把握について、何か確認のための仕組みを設けられるようであれば、それを教えていただければ幸いです。

最後に、2050年までに現況の6倍の太陽光パネルを導入していくということですが、今回の申請の対象外となっている建築物の屋根の上とか、そういったものも含んでいるのかわからなかったのですが、6倍となるとかなりのスピードと量を導入していかないといけないイメージでして、今回、抑制区域ということで、なるべく避けてくださいという区域を設定するのは、それはそれでいいと思いますが、一案として例えば自然環境への影響が非常に少ない地域を、考え方はいろいろあると思いますが、推奨区域のような形で設定して、ここであれば影響が少ないですよというのを示すというのも一案かなと思いました。

(環境・地域エネルギー課長)

住民への周知については、十分な周知ができるように検討を進めてまいります。

また、自然環境への影響も、許可を出すうえでの要件になってくるので、その書きぶりについても検討してまいります。

また定期報告が、1年に1回で災害時に対応できるのかということですが、ご承知のとおり太陽光発電の場合、事業者自らが設置して管理しているものもありますが、それよりも多くが、どんどん転売されるような形で所有者自体がわからなくなっている、現地で掲げている看板と違う内容になっている可能性が高いということで、それを一番危惧しております。災害時にすぐに連絡が取れる体制をとるためにも、定期報告によって現状を把握するという形をとりたいと思っております。

また災害時について、林道も市道も含めていろんなところで災害が起きている時には、いろんな形で状況を把握しますので、その時に速やかに連絡が取れる、そういう体制を築いていきたいと考

えております。

また 2050 年までに現況の 6 倍の太陽光パネルを導入していくということで、ご指摘のありました建築物の屋根の上、まずはそういうところから進めていくということで、今回の条例からは外しております。今回の条例の中では、促進区域もしくは促すような区域を明示してございません。ここで抑制区域以外のところについては、できるだけ住民と市と関与しながら適切に導入を促していく、そういう意味での許可を考えております。

県のほうでもできるだけ作らせないレベル 4、松本市でいうとレベル 5 のところと同じ考え方になると思いますが、そういった意味での許可ではなく、できるだけ情報を共有しながら、速やかに様々な課題を解決するうえでも、一緒になって展開していくという意味での許可をイメージしております。なかなか促進区域ということを示してしまいますと、そのデメリットも出てくるものですから、今の段階では考えておりません。これについてもまたご意見いただければと思います。

(委員)

確認ですけど、農地のほうでも規制区域を設けていて、農地を守っていくためという記載があるのですが、営農型太陽光発電はどうなるのかなど。営農型太陽光発電については設置しても大丈夫というか、営農型太陽光発電は農地だと思いますが、これがどうなるか疑問に思いました。

(環境・地域エネルギー課長)

営農型太陽光発電も非常に大事な考え方で、こういったものも推進していきたいと思っております。営農型太陽光発電をするためには、農地法の中でできるものについては進めていくという形です。農地法の中で見られる部分については、松本市としても推進をしていくという立場です。

ただやはり、営農型太陽光についても、優良な案件ばかりではないと認識していますので、建築物の屋根の上と同じでどんどんやってみようという形ではなく、一定の情報を共有しながら許可という形で進めていきたいと考えております。

(会長)

県の条例が 9 月から 10 月の議会のようなので、県の情報が入るでしょうから、じっくりとそのあたりの情報も入れていただき、今日かなり多くの意見が出ましたので、長野県が、あるいは松本がターゲットにされて、変なところにできないように、しっかりと今日のコメントの反映をお願いしたいと思います。

それではこれは引き続きということで、よろしく申し上げます。

報告事項 松本市一般廃棄物処理計画（H30～R9 年度版）の改訂について（非公開）

(会長)

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

リサイクル率の推移の表を拝見して、今のご報告からすると、市としての回収に対するリサイクル率がこの数字であって、市全体のリサイクル率は、事業者等も入っているためにかなり変動要素があって、市は把握しない中での数値目標をどうしていくかという議論になっているのかなと思いました。

今日何かということではないのですが、産業廃棄物が増えたのも、コロナ中にマスクですとか、不織布、それから医療機器等々での感染を抑えるための使い捨て物品の利用が非常に多かったのではないかと、自粛の時に家を掃除するとか、特殊な事情で廃棄物が増えたというお話もニュースで流れておりましたので、どういうところが一人あたりについてどうして増えたのかという要因が探れないと、今後どこまで目標値にして落としていったほうがいいのかというのが、ちょっとわかりづらいのかなと思いましたので、リサイクルは前から悩ましい問題だというのは審議会でも何度か聞いておりますけれども、原因を整理したうえで目標値を定めていくというところで、もし何か展望がありましたら教えていただきたいですし、無ければご検討いただければと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

ご指摘の通りだと思います。抜本的なリサイクル率、回収の数字の把握というのはなかなか難しいとは思いますが、例えば回収をしている民間事業者に動向を伺うとか、そういうことを今後はやっていくのがよいのではないかと考えております。その回収状況の把握も含めて検討していきたいと思っております。また、増えた要因その他についても、この一般廃棄物処理計画その他の計画を深めていく中で、より精査をしてまいりたいと思っております。

(委員)

もう一つ、食品ロスも増えているという報告だったでしょうか。

(環境業務課長)

食品ロスにつきましては、平成30年度から、家庭系及び事業系の可燃ごみの組成及び食品ロス調査を実施しております。家庭系で申し上げますと、令和4年度の可燃ごみに占める割合が、16.5%ということになりまして、資料の個別施策の最後の表に記載されておりますけれども、今申し上げましたのが、この表のうち一番左側の家庭系可燃ごみのうちの、2段目の食品ロスの割合になりますが、平成30年度から14%、11.6%、16.7%、16.5%ということで、若干横ばいといえますか、というような傾向でございます。

(委員)

可食部の廃棄量も増えている傾向なのかなと思いましたので、松本市が力を入れている食品ロスのキャンペーンもありますし、ちょっと数値的に気になったところです。またこうした対策もご検討いただければと思います。

(会長)

9月に改定案を出していただきますので、またその時にご意見いただければと思います。



## 報告事項 脱炭素先行地域の取組状況について

(会長)

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

用語の解説を頂きたいのですが、サステナブルツーリズムという言葉をごどのように解説しているのかと、swee、ZEB化の用語の意味について教えてください。

(環境・地域エネルギー課長)

サステナブルツーリズムは、中々難しい言葉ではありますが、できるだけ環境に配慮した観光事業としていくというものでございます。地元の事業者さんたち、例えば観光事業者さんであれば、提供するサービスができるだけ脱炭素になっていく。例えばワンウェイのプラスチック製品を使わないですとか、宿や観光事業で使うエネルギーを抑えていくといった話。また、乗鞍にいらっしゃったお客様が車ではなく、できるだけ環境負荷の低い2次交通を使って各地を回っていただく、そういったことも構想してございます。また観光センターのような観光拠点、そういったものの低炭素化、脱炭素化というのを図っていく、そういったものを通じてサステナブルツーリズムを作っていく、そういうような形になると思います。

swee ですが、これは信州大学が開発した結晶素材の働きで、水道水をさらに浄化しつつ、ミネラル分を残したおいしい水を作る給水機で、すでに松本市内に10か所、今年度設置予定の5か所も併せて15か所の設置を進めているものです。これを乗鞍観光センターに設置をしております、マイボトルを推進していくための動きでございます。信州大学と一緒に進めているものです。

ZEB化につきましては、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、建物のエネルギーを一定程度減らすという考え方でございます。ZEBにもいろいろ種類がありまして、基本的には一次エネルギーを半分にして、かつ再生可能エネルギーをどれだけ乗せられるか、というところでランク付けがされるものでございます。現在ある観光センターを、アルプスリゾート整備本部が改修することを計画しております、その建物をZEBで改修できないかという検討を進めているものでございます。

(委員)

ZEB化というのは、エネルギーを消費しないような、断熱も含めたことをしつつ、どういうエネルギー利用バランスでやっていくかということの最適化の話、概念の話ということでよろしいでしょうか。sweeは機材の名称ということですね。

サステナブルツーリズムは恐らく計画を聞いたときに、何の話なのかが分からない言葉が入っていると、住民の方ですとか、市民も、これをどのように判断していいのかなというところに迷いが生じやすい用語だと思います。

気になったのが、資料にサステナブルツーリズムのモデル化という表現がありますが、そもそもこの言葉は、観光のあり方を指します。

資料の1枚目の乗鞍地区のところで、サステナブルツーリズムのモデルの形成というのが、この図の中央に入っているんですけど、この概念図は最終的に地域並びに地域産業、観光の活性化に行きつくところなのですが、本来は産業が活性化して経済振興により地域が発展していくことが続くということが、サステナブルツーリズムの最終ゴールであるはずなんです。

国連の持続可能な観光年というのが2017年にございました。その日本語訳は、開発のための持続可能な観光、つまり持続可能な観光はゴールではなくて、地域開発のために、持続可能な観光を考え、それを使うという、観光のあり方を処するものがサステナブルツーリズムという考え方です。サステナブルツアーというツアーが発生するものではなく、かつそこに経済と社会と環境のバランスが整わないと、持続可能な観光にならない。ですから今回この報告書でも、環境のことを重視してゼロカーボンなので進めたいというところはあるのですが、やはり地元の方々が太陽光の設置、それから蓄電池をどう入れていったらいいのか、でも実は跡取りがいないので、それに長期投資する判断がつかない、どれを入れたらいいのかわからない、これは持続可能性の問題で、予算だけの問題ではなくて、やはり地域社会のあり方や、地域経済が常に安定的に回っているかという問題があるので、この環境保全のところだけでは進まないという見方をしていくのが、無理がないのではないかなと思います。

したがって、もしよろしければ、図のサステナブルツーリズムを形成するということに、経済振興により地域発展を続けるというゴールを明記していただいて、観光が活性化する、地域に事業ができるということだけの目的ではないということも記していただけるといいかなと感じました。

それと地元のエネルギーの自給についてですけど、恐らく今、水力と太陽光と木質バイオマスを検討されているということですが、例えば電源開発で東京電力が梓3ダムを作ってすぐ脇にありますけれども、そこからの電力を分けていただくというようなことも、そこで電気を作っている、そういうものも地域のエネルギー調達の持続可能性につなげるような方向がないのかどうか、すべて今乗鞍地区に新規に自然エネルギーを作らないとそれができないのか、そういうところの議論があるのかどうか、というのが個人的に感じたところです。意見になると思いますが、よろしくお願いします。

#### (環境・地域エネルギー課長)

ご指摘ありがとうございます。最初のわかりづらい言葉、確かにその通りだと思います。乗鞍の方々とずっとお話をできて、だんだん浸透してきているものですから、私たちも使ってしまうのですが、注意したいと思います。

また、地域が続くことがゴールであってサステナブルツーリズムだという話も、まさにその通りだと思います。図についても修正を検討したいと思います。

乗鞍高原ミライズという地域ビジョン、まさにこれは観光だけではなくて、地域、環境のビジョンも含めた3つの輪が連なっているような、まさに最終的にはサステナブルツーリズムがそこで起こり、地域が継続する、そういうことを実現するための、一つの脱炭素の視点から進める手段として、脱炭素先行地域の取り組みを進めているということと思っています。そういったニュアンスが今後も人々に伝わるように、努めていきたいと思っています。

最後に、エネルギーを新規に作らないといけないのかという話です。これはこの計画提案書を国に提出する前から、当然地元の方々といろいろと議論してきたところでございます。基本、脱炭素先行地域という制度自体は、再エネを新規に作ってくださいというものでございます。ですので、国の制度という意味からすると作らなければいけないということになりますが、それが地元にとってよいかどうかは別でして、やはりそれ以外の既存である電源の融通の可能性がどうなのかは、当然把握していかなければいけないと思っております。ただ、東京電力からいただいている電気、乗鞍地域も含めた梓湖より上の地域というのは、東京電力の霞沢発電所で発電された電気を、霞沢変電所で中部電力が受けて、供給しているというものです。環境価値はすべて東京電力が持っていますので、中部電力から供給される電気にはその環境価値はないという状況です。それは下の梓川の3ダムも含めて同じですし、梓川の3ダムは揚水発電ですので、それが再生可能エネルギーかという疑問も出てきます。様々なものがありますし、それ以外に乗鞍には前川発電所という東京電力の発電所がございます。そういったものも、小水力発電を作っていくうえで同時に存在していくということになっていきますので、今後どうしていくかということも議論の対象になっていく。当然、地元もああいっただのものもあるじゃないかという話は出てきています。ただやはり、そういったものと共存するとともに、まずは自分たちで作っていくということを地元の方々に選択していただいたと理解しておりますので、この事業を進めていながら、さらなる理解を進めていきたいと思っております。

(委員)

後段のお話は詳しい状況存じ上げませんでしたので、ご説明いただきましてありがとうございます。自然エネルギー自体は全国的に不足しているという認識を、地域としても持っていますので、作ってはいけないということではなくて、作る分量がどれくらい必要なのかという判断が、こういったエビデンスのもとに行われているのかということを知りたく、申し上げた次第です。

(委員)

今年度の取り組みのところで、製品プラスチックの再資源化を、大野川地区で今年の1月から先行実施というのがございまして、まだ半年しか経っていないですけど、もし取り組み状況について情報がございましたら、教えていただけると幸いです。

また、以前の環境審議会で示していただいていたら申し訳ないですが、今後どういった方向で、ほかの地域にも展開していくことを考えているのかというのがございましたら、教えていただけると幸いです。

(環境業務課長)

今年の1月から安曇地区で先行実施をして参りましたが、安曇地区単独での数字を持ち合わせておりませんので、その後の取り組み状況になりますが、製品プラスチックの再資源化につきましては、今年度の4月から全市で実施しております。そちらの状況で3か月经ちました状況につきまして、ご説明させていただきます。

まず製品プラスチックを2つに分けて、収集をして再資源化を行っております。これまで容

器包装プラスチックについては、既に再資源化を行っておりましたが、そちらと一緒に一括回収をしている30cm以下のプラスチック、こちらにつきましては、3か月で3割くらい量が増えております。ただ、3割分すべて製品プラスチックといいますと、ちょっと状況が違いまして、製品プラスチックと合わせまして、容器包装プラスチックも、わかりやすいように、出していただきたいということもあいまして、3割の中には容器包装プラスチックと製品プラスチックの両方を含んでいるものになります。また、30cmを超えた大型のものにつきましては、現行施設で圧縮梱包ができないことから、別で回収をさせていただいております。こちらにつきましては、前年は集めていなかったもので、前年の数字は0になっているのですが、収集分と持ち込み分を合わせまして、おおよそ60トン程度の回収ということになっておいまして、昨年度に比べましてプラスチックの資源化量という観点から捉えますと、60%くらいの、増えたものが再資源化されていると認識しております。

それに派生しまして、元々製品プラスチックは可燃ごみとして松本クリーンセンターのほうで焼却を行っており、製品プラスチックの再資源化は一因であってすべての原因ではないのですが、3か月間で可燃ごみ量は、昨年度に比べましてマイナス7%程度になっております。

#### 報告事項 地域エネルギー事業会社運営体制構築支援事業の検討状況について

(会長)

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。  
特に無いようですので、ありがとうございました。

#### 報告事項 松本市森林再生市民会議運営委員会の取組状況について

(会長)

ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(委員)

森林再生市民会議でこういったイベントフォーラムをしながら、森林長期ビジョンを作るという、非常に興味深くお聞きしました。この森林長期ビジョンのイメージを教えてくださいたいのですが、市町村の森林整備計画がすでにあると思いますけれども、それはどちらかというと林業が中心で、環境の保全であったりとか、こういった市民の参加というのが少ない計画だと思いますけれども、森林長期ビジョンはどういったものを目指されているのか、松枯れ等もかなり進んでいるとは思いますが、今描かれている中でのビジョンのイメージを教えてくださいたいと思います。

(森林環境課長)

ビジョンにつきましては、それぞれ項目立てをしてどういう形で作るかということ、まさに検討している段階です。ビジョンも長期ビジョンということで、何十年先といったことも含めて議論しているところになります。全体的なイメージといたしましては、単純に行政が作る計画というものではなくて、市民が望む将来の森林が、どういったものが望ましいか、そういった視点を踏まえ

てビジョンを策定することを、運営委員会の中では検討しておりますので、そこがよくある業者がつくる計画ものとは違うところになりますので、あくまでも行政がある程度決まりきったものを作る部分と、市民の声を反映する部分、そういったものを合わせたビジョンを検討しております。

(委員)

非常に素晴らしい取り組みだと思います。市民も含めて森林が未来にあるべき姿を描いたうえで、そのあるべき姿に沿った形での森林整備を進めていくという、非常に重要な視点だと思いますので、今後も進捗状況をご報告いただければと思います。ぜひほかの地域のモデルになるようなビジョンができることを期待しております。

(委員)

今皆さんが、これだけいろいろイベントをなさっているということにも敬意を表しつつ、ビジョンのところにもありますけれども、松本の森林というのは、国有林は国有林で計画があると思うので、恐らく民有林のことだと思いますが、具体的にその中のどこのことを指してビジョンというのかというところを教えてくださいたいと思います。

(森林環境課長)

森林といっても大きく分けて国有林と民有林、国有林以外のものが分かれてまいります。基本的には民有林のほうの森林を考えておりますが、全体的な市域としては国有林も入ってまいりますので、恐らくそこらへんも含めて多少は記述があるかと考えておりますが、その辺も今検討中でございますので、この場ではどうってことはまだ申し上げられませんが、そういったことも決まってくればまたご報告させていただければと思います。

(委員)

ということは個人のところもそうですし、財産区もそうですし、各それぞれの方が持っているところも当然ですが、国有林の利用もとか、そういうことも含めて全体的に入ってくる可能性がある、というお話でしょうか。

(森林環境課長)

一般に市民の方から見ると、森林というのは国有林とか民有林ということがわかりにくい部分もあります。一般的に森林というと、目にするのは松枯れですとか、どうやったら山に入れるかとか。そういった市民の声もありまして、基本的には市民目線に近いところを考えておりますので、そのときに国有林も含まれるのかどうかというところはありますけれども、そういった視点で検討していきたいと考えております。

(委員)

拘っているわけではありませんが、それらの管理システムはそれぞれの伝統的な蓄積による違いがあるので、まとめたのビジョンが描きにくいし、長期のものというのはさらに、そのシステム

にある課題も掘り下げながら考えていかないと現状に合わないとか、課題解決ができないという点もあるのかなと思います。何が松本の森林なのかというところは重要な視点かと思ってコメントを申し上げました。本当にビジョンができる素晴らしいなと思いますので、引く続きどうぞよろしくお願ひいたします。

(会長)

ちなみにこのビジョンというのは何年くらい先を見ているビジョンなのでしょう。

(森林環境課長)

長期ビジョンとは言っているものの、まだ具体的に何十年ということまでは決まっておりませんので、その点も含めて検討していくということになっております。

(会長)

そうすると、次世代ということになると、今の中学生とか高校生とか、そういった方にも参加してもらおう方がいいかと思いますが、そのあたりはどうなっておりますでしょうか。

(森林環境課長)

運営委員会の中からもそういったご意見がありまして、アンケートをこれから実施していく予定ですが、アンケートの取り方ですとか、小中高生くらいに問ひかけることも検討しております。

(会長)

ぜひそういった一般の方々のご参加もしていただけるようお願いしたいと思います。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

それではこれで、議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局に戻したいと思います。

(環境・地域エネルギー課長)

野見山会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も真摯なご議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回松本市環境審議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

#### 4 閉会